

「熊本デスティネーションキャンペーン2026」オープニングセレモニー等企画運營業務委託 プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 業務の目的

令和8年7月～9月の熊本デスティネーションキャンペーン（以下、「熊本DC」という。）の開始に合わせて、国内外の方々が行き交う熊本駅を活用し、本県の魅力的な観光コンテンツ（地域の食や体験、伝統文化等）を強力に発信することで、期間中の誘客を訴求するとともに、県内各地域の活性化につなげる。

(2) 委託業務内容

別添「『熊本デスティネーションキャンペーン2026』オープニングセレモニー等企画運營業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和8年（2026年）8月17日（月）まで
※令和8年度当初予算を前提としているため、予算成立後に契約を締結する。

(4) 委託料

8,627,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格等

参加申込みをするに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たした者であること。

- ① 本業務を実施する事業所（支店・営業所を含む）が九州内に所在すること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立を行った又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立を行った又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- ④ 参加申込み及び企画提案書提出の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止期間中でないこと。
- ⑤ 暴力団または暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成員を含む）の統制下でないこと。

3 委託業者の選定方法

応募者から提出された企画提案書の内容を審査したうえで業務委託先を決定する。

4 参加手続き等

(1) プロポーザルに参加を希望する者は参加表明書（様式第1号）を期限までに提出すること。

- ①提出期限 令和8年（2026年）3月11日（水）午後5時必着
- ②提出方法 持参、FAX、メールのいずれかにて提出
（持参以外の場合は、提出後、必ずその旨電話をすること）

- ③提出先 熊本デスティネーションキャンペーン実行委員会事務局
(熊本県観光文化部観光振興課国内観光推進室内) 担当：高橋
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
TEL：096-333-2354 FAX：096-385-7077
Email：kankoshinko@pref.kumamoto.lg.jp

(2) 参加表明書の提出がない者については、本プロポーザルへの参加の意思がないものとみなす。

5 質問と回答

本業務委託に関する質疑は、「質問書」(様式第2号)により行う。

- (1) 提出期限 令和8年(2026年)3月4日(水)
(2) 提出方法 持参、FAX、メールのいずれかにて提出
(持参以外の場合は、提出後、必ずその旨電話をすること)
(3) 提出先 4(1)③に同じ。
(4) 回答 提出された質問書への回答は、参加表明している全ての事業者にもメールにより行う。
各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした事業者のみに回答する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書鑑(様式第3号)

②企画提案書(様式自由)

下記の内容を含め作成のこと。

ア 企画提案するにあたっての考え方

イ 熊本DCのコンセプトを踏まえた会場の装飾・運営、魅力的なブース・ステージイベントのイメージ、会場を周遊させる取組など

ウ 実施スケジュール

エ 運営体制

オ その他、事業目的を達成するために行う上記に属さない企画提案

③参考見積書(様式自由)

積算の内訳を記載すること

④類似業務実績(過去5年以内の実績：様式自由)

- (2) 提出部数 5部
(3) 提出期限 令和8年(2026年)3月16日(月)午後5時
(4) 提出方法 持参又は郵送(いずれの場合も、当日午後5時必着)
(5) 提出先 4(1)③に同じ。

7 審査方法

別途審査会を設置し、6(1)の提出書類をもとに、次の事項について、別に定める審査要領に基づき審査を行い、契約候補者を決定する。

なお、審査結果については、全ての参加事業者にも後日書面で通知する。

【主な審査基準】

- ①本業務の実施に必要な業務遂行能力や実施体制等を有しているか。
 - ・業務遂行にあたり十分なノウハウを有しているか。
 - ・業務遂行に可能な人員が適切に配置、確保されているか。
 - ・業務スケジュールは計画的で、事業実施が可能なものとなっているか。
- ②企画力
 - ・本業務の趣旨を理解し、本県の魅力的な観光コンテンツ（地域の食や体験、伝統文化等）を強力に発信する企画内容となっているか。
 - ・会場内を周遊させる取組が講じられているか。
 - ・ほかの提案者にはない独自の発想や工夫はあるか。
- ③事業実績
 - ・これまで類似する事業実績はあるか。
- ④見積額の妥当性
 - ・適正な経費見積となっているか。

8 スケジュール

| 日 程 | 内 容 |
|--------------|------------|
| 2月25日（水） | 公募開始 |
| 3月 4日（水） | 質問書提出期限 |
| 3月11日（水）午後5時 | 参加表明書提出期限 |
| 3月16日（月）午後5時 | 企画書提出期限 |
| 3月23日（月） | 審査会（対面実施） |
| 3月25日（水） | 委託業者決定（予定） |

※選定された業者には、委託業務内容の細部について調整を行ったうえ、改めて見積書の提出を求め、委託契約を締結する。

9 その他

- (1) 当該プロポーザルに要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 契約の相手方は、指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額の納付が必要となる。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を提出したときに返還する。
- (3) 次のいずれかの事項に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。
 - ・契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に熊本_destinationキャンペーン実行委員会を被保険者とする履行保証契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証券を提出したとき。
 - ・契約の相手方が過去2年間の間に国または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したと証する書類を提出したとき。
- (4) 本書において、不明な点がある場合は、末尾問い合わせまで確認すること。
- (5) (4)の問い合わせ等により、全参加表明者に連絡しないと審査の公平性が担保できない回答につい

ては、全参加表明者に連絡を行う。(企画提案書提出期限まで)

- (6) 提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (7) 提出される全ての資料は、受託事業者の特定以外の目的では使用しない。
- (8) 委託者の都合により、採用された企画内容について、提案者と協議のうえ補正を行う場合がある。
- (9) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (10) 審査結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- (11) 提出された企画提案書等を受理した後、提案者による加筆及び修正は認めない。
- (12) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。
 - ①企画提案書等の提出方法、提出先及び期限に示された条件に適合していない場合。
 - ②特定結果に及ぼすような不誠実な行為を行った場合。

【本事業に関する問合せ】

熊本デスティネーションキャンペーン実行委員会事務局
(熊本県観光文化部観光振興課国内観光推進室内)

担当：高橋、嶋原

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

TEL：096-333-2354、Fax：096-385-7077

Email：kankoshinko@pref.kumamoto.lg.jp